

# 新総合計画策定基本方針

---

## 1. 計画策定の趣旨

---

平成 22 年度（2010 年度）を目標年次とし、平成 10 年（1998 年）にスタートした現行の総合計画「ビジョン 21 おだわら」の計画期間は、残り 2 年余となった。

この総合計画では、時代の節目となる 2000 年を越え新たな世紀の舵取りをするため、まちづくりの基本理念を、－世界にきらめく「明日の 1000 年都市おだわら」－という言葉に託すとともに、「交流」をキーワードとした新しいまちづくりの考え方を示した。平成 17 年（2005 年）にスタートした現行の後期基本計画では、さまざまな主体の参加と連携によってこれまで小田原が誇ってきた都市としての魅力を再生するとともに、小田原ならではの新たな付加価値を創造していくため、「おだわらルネッサンス・再生と創造」をキーワードとして、「活力にあふれ、人にやさしく、まちなみが美しいまち」を目指している。

この間、社会経済環境の変化はその速度を増し、とりわけ人口減少・少子高齢化・多世帯社会の本格到来は、社会、経済、財政に広範な影響を及ぼし始めている。こうした社会構造の変化とともに、暮らしの安全・安心や地球環境問題、市民参画に対する市民意識の高まりが顕著となり、また、早急な地域経済や行財政運営の再構築が求められる状況となっている。

こうした社会経済環境の変化に的確に対応するとともに、現行の総合計画が平成 22 年度に終了すること、そして、現市政運営における政策ビジョンを明確に掲げることを踏まえ、現行の総合計画の成果を検証したうえで、平成 23 年度（2011 年度）からスタートする新総合計画を策定する。

この新総合計画は、豊かな資源に恵まれ、様々な可能性に満ち溢れた小田原の地で、緩やかな経済成長と人口減少の時代においても、向こう 50 年、100 年と歩みを続けていくことのできる地域モデルをつくる道筋を示すものであり、市民力が最大限に発揮されるよう、全面的な市民参画のもと、全庁の英知を結集してその策定作業にあたる。

## 2. 計画策定の基本的な考え方

### (1) まちづくりの基本的な考え方

市長マニフェストや所信表明等に掲げられた次の「将来像」、「3つの指針」、「8つの分野別基本方針」をまちづくりの基本的な考え方として計画策定に当たる。

#### 【将来像】

「持続可能な市民自治のまち」  
～ 活力溢れ、未来への安心と希望に満ちた、「新しい小田原」～

#### 【3つの指針】

##### ① いのちを大切にす小田原へ 「生活の安全・安心・充実を最優先する。」

本格的な少子・高齢社会を迎える前に、貴重な税金は、何よりもまず、福祉・医療・教育などの分野に手厚く配分し、市民生活をしっかり支える態勢を確立します。

##### ② 希望と活力あふれる小田原を 「地場産力と市民力で、まちを元気にする。」

自然・歴史・文化・産業・人財など、小田原ほど地域を元気にできる素材に恵まれた地域はありません。それらの資源の力が十分に生かされた、活力溢れる小田原経済を育てます。

##### ③ 市民が主役の小田原に 「市民の声と願いを実現する市政をつくる。」

地域を支え、地域を元気にする主役は、市民です。市民の考えや願い、希望がしっかり反映され、市民の持てる能力が十分に発揮される地域運営の仕組みを創りあげます。

#### 【8つの分野別基本方針】

##### ① 市民の力を活かす市政

市民の目線に立ち、市民が参画し、市民の期待を実現する、市政運営の仕組みを創ります。

##### ② まちづくり

豊かな自然と、歴史・文化の恵みを活かし、「小田原らしい品格のあるまち」「住みたいまち」「訪ねたいまち」を創ります。

##### ③ 地域経済

民間の発想に立ち、地場産業力・商店街活力・観光力をしっかりと育て、地域経済の体質を強化して、小田原らしさ溢れる豊かな経済圏を創ります。

##### ④ 医療と福祉

お年寄りから赤ちゃんまで、しっかり守り、笑顔でいのちを支え合える「ケアタウン」を創ります。

##### ⑤ 暮らしと防災・防犯

市民が安全と安心を実感できる、持続可能な生活基盤づくりを急ぎます。

## ⑥ 教育と文化

幼児から、学校教育、そして生涯学習まで、恵まれた環境を十分に活かした、小田原ならではの質の高い教育風土を育てます。

## ⑦ 自然環境

私たちの生存を支え、健やかな暮らしの舞台となる、小田原の豊かな自然環境を、しっかりと守り育てます。

## ⑧ 行財政改革

「市民と職員が手をたずさえて、一緒に小田原を創る」市役所へ、改革を進めます。

## (2) 社会経済環境の変化

(1) まちづくりの基本的な考え方の実現に影響があると思われる主な社会経済環境の変化を次のようにとらえ、計画策定に当たる。

なお、計画の基礎条件となる社会経済環境の変化に係るデータ及び課題等の整理については、今後の計画案作成の前段階で明らかにする。

### ① 人口減少・少子高齢・多世帯社会

これまでに経験したことのない人口減少社会が到来するとともに、少子高齢化の更なる進行、生産年齢人口の減少が顕著になる。この社会構造の変化は、社会、経済、財政に広範な影響を及ぼすことになるが、人口減少の一方で世帯は増加しており、併せて多世帯社会への対応も求められている。

### ② 生活・活動・交流の場としての地域、コミュニティのあり方

安定した暮らしを実現するためには、社会保障制度の再構築とともに、家族やコミュニティが担ってきた役割について再考する必要がある。地域において課題を共有し、多様性の中の連携や生活者による生活資源の再編を模索する一方、行政としては資源配分やサービス提供を変化に応じて見極め、実施していくことが求められている。

### ③ グローバル化・地域経済の低迷

グローバル化の進展により、人やモノ、情報、金の交流が活発化し、こと市場経済においては、地域限定的な枠組みの存在意義が薄れつつある。足元の地域経済は低迷し、景気が踊り場にさしかかった状況にあり、生活者や消費者の視点に立って、地域の潜在的な経済力を最大限に発揮させ、知恵と工夫で競争力を高めていくとともに、地域内の経済循環も生み出していくことが求められている。

### ④ 揺らぐ安全・安心の社会

備えをしても突然訪れる自然災害や、現実かと疑うほどの犯罪多発への対処など、行政のみならず地域社会が一丸となって、暮らしの安全を確保していかなければならない。さらに、安心して子どもを生み育てられる環境や、安定した社会保障制度に支えられ過ぎる老後の環境づくりなど、安心と希望に満ちた暮らしを地域社会で実現していくことが求められている。

### ⑤ ICTの発展、コミュニケーションの変化

ICT（情報通信技術）の発展は、利便性の向上やライフスタイルの多様化の促進をもたらし、

豊かさを実感できる生活の実現に寄与している一方、人間関係の希薄化をもたらす負の側面も指摘され、人と人のつながりにも影響を与えている。行政においても、事務効率化や住民サービス向上の観点から、ICTを最大限に活用することが求められている。

#### ⑥ 生涯を通じた学びへの期待、心の豊かさ・価値観の多様化

価値観が多様化するなか、生きがいや自己実現への欲求が高まるとともに、心の豊かさが重視される傾向が強まっている。特に、生涯を通じた学びの選択が重要となり、併せて地域の教育力を高めていくことが求められている。

#### ⑦ 地球環境の危機

地球温暖化への危機感等から、経済発展より環境保護を優先することが地球市民のスタンダードとなっており、都市機能の集約等を通じた環境負荷の小さいまちづくりや、ストック型社会の構築、資源の地域内循環、持続可能なライフスタイルの実現など、未来世代に配慮した対応が求められている。

#### ⑧ 地方分権の進展と地域内分権、財政健全化

現在、地方分権は、平成21年度中の新分権一括法の制定に向けて動き出した。こうした生活者重視の行政の実現に向けた国と地方の関係の再構築や、自立した行政経営を目指す行財政改革の動きと並行して、地方自治のもう一つの本旨である住民自治の姿を確立していくことが求められている。

### (3) 計画策定の基本姿勢

(1) まちづくりの基本的な考え方に掲げる将来像、「持続可能な市民自治のまち」の実現に向け、計画策定プロセス自体を市民と行政のコラボレーション（協働）の土台づくりととらえ、次の基本姿勢により計画策定に当たる。

#### ① 本格的な市民参画のプロセスによる計画づくり

多くの市民が参画し、市民の意見をより多く取り入れるための仕組みをつくり、市民との協働による計画づくりを行う。

#### ② 時代や現場のニーズに的確に対応した計画づくり

社会経済環境の変化を的確に把握するとともに、新たな社会制度にも敏感に対応した、新たな時代に対応できる計画づくりを行う。

#### ③ 地域資源の力を生かす計画づくり

地域の歴史や分野、景観や自然環境、産業、人材等の貴重な地域資源を生かし、まちの魅力を最大限に発揮できる計画づくりを行う。

#### ④ 目指す姿を掲げ、達成状況が評価できる計画づくり

総合計画が何を目指し、どれだけ達成するのかという目標を明確にし、成果がわかるとともに、達成状況の評価が適正にできる計画づくりを行う。

#### ⑤ 効率性・実効性を確保した計画づくり

厳しい財政状況のなかで、計画の実現を図るため、地域全体の枠組みにおける経営的視点に立った計画づくりを行うとともに、予算、人事等の資源配分との整合を十分に図り、施策、事業の実効性が担保された計画づくりを行う。

### 3. 計画の概要

---

#### (1) 計画の役割

本市が目指す将来像及び進むべき道筋を明確にし、その実現に向け市民と行政が目標を共有し、共に取り組むための計画とする。

#### (2) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構成とする。

#### (3) 計画の内容及び期間

##### ① 基本構想

基本構想は、社会経済環境の変化を可能な限り予測しながら、50年後、100年後を見据えた本市の目指すべき「将来像」、その将来指標としての「人口及び土地利用の目標」を示すとともに、将来像を実現するための「まちづくりの基本理念」及び「まちづくりの目標」（政策大綱）を定める。

計画期間は、2011年度（平成23年度）から2022年度（平成34年度）までの12年間とする。

##### ② 基本計画

基本計画は、基本構想で定められた政策大綱に基づき、その実現を図るための目標と手段を具体的に定める。

計画期間は、2011年度（平成23年度）から2016年度（平成28年度）までの6年間とし、その時点で見直しを行うものとする。なお、基本計画の構成は次のとおりとする。

##### ア 一般施策

政策項目ごとに「方針」、「現況と課題」、「目指す姿」、「成果指標」及び「施策の体系（方針及び内容）」を定める。

##### イ 重点プロジェクト

基本計画期間中に「一般施策」を横断する形で実施する重点的なプロジェクトを取りまとめる。

なお、重点プロジェクトは、「ビジョン21おだわら」前期基本計画における「レインボープロジェクト」及び後期基本計画における「再生と創造・おだわらルネッサンス10」をイメージするものであり、新総合計画の基本計画においては、市長マニフェストに掲げられた市民力を生かした核となる取り組みを基本としつつ、今後の検討、調整等により確定する。

##### ウ 地域別方針

地域ごとに「特性」を示し、「将来像」及び「施策の展開」を定める。

なお、基本計画における地域割については自治会連合会を基本としつつ、今後の検討、調整等により確定する。

##### ③ 実施計画

実施計画は、基本計画で定められた施策を財源と優先順位に基づいて具体的に実施できる形として計画化するもので、社会経済環境の変化に応じて見直しを行いつつ、毎年度の予算編成の指針とする。

計画期間は、原則的に3年間とし、状況の変化に応じ再編成を行う。

## 4. 市民参画

---

### (1) 市民参画の基本的な考え方

本市では、これまで、総合計画「ビジョン 21 おだわら」（前期基本計画）の策定プロセスにおいて「総合計画市民百人委員会」を、後期基本計画の策定プロセスにおいて「ビジョン 21 おだわら市民提言会議」を設置するなど、先進的な市民参画の手法を取り入れた計画策定を実施してきた。

新総合計画の策定プロセスでは、過去の実績を踏まえ、市政への市民の関わりを更に一歩進めるべく、50年後100年後を見据えた地域モデルの構築を念頭に、市民の全面的な参画を仰ぎ、市民と行政とのコラボレーションの土台づくりを行うものとする。この土台づくりは、市民自身が、地域の様々な社会的活動や公共サービスの担い手として力を発揮し、行政は、市民の最良のパートナーとして地域の現場に関わり、それぞれの応分の役割分担で地域運営を行っていく「持続可能な市民自治」の実践を促すものとなる。

市民参画の具体的な手法については、今後の検討、調整等により確定するが、まず、市民の目線に立った情報提供を前提とし、暮らしや経済の現場において、様々な現実を日々実感している市民の意見や願いをしっかりと汲み上げ、可能な限り市政に反映するため、これまでに取り組んできた市民意向把握や意見反映、情報提供の仕組みも活用し、広範で公平な市民ニーズの集約に努めるものとする。

### (2) 策定プロセスで想定される市民参画手法

#### ① 市民委員会の設置

市民自らが、まちづくりの目標や施策などを議論する場として、地域の枠組みと政策分野の枠組みによる市民委員会を設置する。

#### ② 市民の意向把握

計画案の作成に先立って、広範は市民意見集約のためのアンケート調査を実施するとともに、各種団体や世代別のヒアリング調査を実施する。なお、計画における成果指標を設定するに当たって、市民の満足度等の把握が必要となる場合は、適宜、意向調査を実施する。

#### ③ 市民との対話

計画案について、市民委員会での議論に加え、広範な現場の意見を反映させるために、地域別の対話集会を開催する。

#### ④ 意見・提言募集

計画案に係る意見や提言を、パブリックコメントをはじめとして多様な機会を通じて募集するとともに、可能な限り計画案への反映に努める。

### (3) 総合計画審議会

学識経験者や各種団体の代表等からなる総合計画審議会を設置し、基本構想及び基本計画案に対し、大所高所からの意見を求める。

## 5. 策定体制等

---

### (1) 職員参画

職員は、新総合計画が本市のまちづくりの指針となる重要な計画であることを認識し、現在の組織及び業務の枠組みにとらわれることなく、全職員の英知を結集し、積極的な参画のもと計画策定に当たる。

### (2) 策定体制

#### ① 各部局・課・室

計画案については、各所属長の指示のもと、施策展開により実現すべき姿（目指す姿）と達成目標を共有し、企画主任・副主任を中心に全所属職員の参画を得て作成する。各部局長においては、課・室を横断する事案、施策を束ねる政策レベルの調整を積極的に図るものとする。

なお、市民参画の柱となる「市民委員会」への関与については、今後の地域担当制移行への土台づくりの観点からも多くの職員参画を想定しており、今後の検討、調整等により確定する。

#### ② 検討チーム

重点プロジェクト及び地域別方針の企画立案及び取りまとめについては、必要に応じ、副市長をトップとして、部局長を中心に検討チームを設置して行う。

#### ③ 庁議等

計画案については、進捗具合に応じて、適宜、庁議または理事者との調整会議に諮る。

### (3) その他

#### ① 計画の基礎条件等

中長期財政見通しについては、市税総務課、市民税課、資産税課、行政経営室の協力を得て、財政課と企画政策課が連携して取りまとめる。また、人口推計については企画政策課が、土地利用については都市部と企画政策課が連携して取りまとめる。

#### ② 行政評価の連動・行政マネジメント

新総合計画と行政評価の連動、組織編成を含めた行政マネジメントのあり方については、行政経営室と企画政策課が連携して、そのあり方を検討する。

#### ③ 各種検討組織との連携

小田原駅・小田原城周辺のまちづくりをはじめ、地域医療、コミュニティ単位の政策推進、市民参画の手法、行財政改革の推進等に係る市民等を含めた検討組織と連携を図り、その検討成果を計画に反映させる。

#### ④ 個別計画との整合

個別計画については、原則として、新総合計画のスタートと時期をあわせるとともに、基礎調査や市民参画の重複を避ける観点からも、関係部局との連携のもと、新総合計画の策定期間中に整合を図るよう努める。